

## あちてらす倉敷広告物協定（北館）

あちてらす倉敷は、倉敷市阿知3丁目東地区第1種市街地再開発事業として整備された街区で、屋外広告物モデル地区「倉敷駅周辺地区」（令和3年4月1日指定）の対象区域に立地しています。同地区の基本方針を踏まえ、あちてらす倉敷における広告物の掲出について倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合において「あちてらす倉敷広告物協定書」（以下、「協定書」という。）が作成・発効され、倉敷市屋外広告物条例（以下「条例」という。）第31条第1項の規定による広告物協定地区の指定申請がありました。その結果、広告物協定地区を指定し、同条第3項の規定により公表します。

## 1 広告物協定の名称

あちてらす倉敷広告物協定（北館）

## 2 対象区域

倉敷市阿知3丁目9番1号（3,511㎡） ※別紙「区域図」を参照のこと。

## 3 広告物及び掲出物件の表示方法等の基準

屋外広告物モデル地区「倉敷駅周辺地区」の「B地区」の掲出基準のほか、協定書第5条の規定による。協定書における広告物の基準の概要は、次のとおり。なお、基準等の詳細については、協定書及び管理規約等を参照のこと。

種 別	基 準
壁 面 広 告 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定書で定められた壁面の範囲内に限り設置できる。 見付面積6,664㎡のうち、467.5㎡</li> <li>モデル地区「B地区」の掲出基準における色彩基準を満たすこと。</li> </ul>
はり紙, はり札等	原則として、ガラス面外側への貼付けはできない。
立 て 看 板 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、1店舗につき2か所まで</li> <li>縦1.2m以下、横0.6m以下、合計2.88㎡以下</li> </ul>
の ぼ り , 旗	原則として掲出できない。

※屋外広告物モデル地区「倉敷駅周辺地区」の「B地区」において、「屋上広告物」、「壁面利用懸垂幕」、「懸垂幕掲出装置」、「電柱類広告物」、「消火栓標識利用広告」及び「アーチ」は禁止。

## 4 広告物協定の有効期間

令和3年7月21日から管理組合解散の日まで

## 5 広告物協定の変更及び廃止の手続に関する事項

条例第31条第3項を準用する。（※協定書第7条の規定による総会の決議が必要。）

## 6 その他、広告物協定の実施に関する事項

協定書第9条の規定による。なお、ガラス面内側への貼付けについては、開口部の面積の10分の3以内とする。

## 7 問合せ先

倉敷市 建設局 都市計画部 都市計画課 都市景観室  
〒710-8565 倉敷市西中新田640番地  
電 話 (086) 426-3494 FAX (086) 421-1600  
(※協定書及び管理規約等については、管理組合へ直接お問い合わせください。)

別図 区域図 (縮尺 1/2, 500)

